

平塚市子ども・子育て会議条例の一部改正（案）の概要

1 経緯と目的

(1) 会議委員の見直し

子ども・子育て会議は、主に子ども・子育て支援に関すること（「子ども・子育て支援事業計画」の進捗管理など）を調査審議してきましたが、令和7年2月にこども基本法に基づき策定した「平塚市こども計画」では、若者まで対象の幅が広がり、同会議で若者施策に関する事項も調査審議することとなりました。そのため施策の当事者である若者の意見を踏まえるために、若者を委員に加える等委員の見直しをします。

(2) 青少年問題協議会を統合

青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法（昭和28年7月25日施行）により、戦後間もない混乱期の非行少年が多かった時代に、主に非行の防止や矯正を目的として設置され、青少年の健全育成に必要な施策を推進するため、関係機関等との連絡調整を行ってきました。時代の変化とともに役割が変わってきたこと、子ども・若者を取り巻く状況が、非行防止に加え課題が多様化・複雑化していることを踏まえ、青少年だけでなく各年代を通して幅広い視点で協議し、課題に応じた検討を行うため、子ども・子育て会議に青少年協議会を統合します。

(3) 子ども・若者から子育て当事者への切れ目ない施策を調査審議

「平塚市こども計画」には、青少年の健全育成及び昨今の課題となっている児童虐待、いじめ、不登校、発達障害等に対する取組も含まれており、施策を推進していくためには、子どもの頃からの切れ目ない施策について考える必要があります。「平塚市こども計画」を含めたこども施策を総合的に推進するために子ども・子育て会議へ青少年問題協議会の委員の一部を加えることで、子ども・若者から子育て当事者への切れ目ない施策について調査審議していきます。

平塚市子ども・子育て会議（平成25年度設置）

「平塚市こども計画」の進捗管理のほか、子ども・若者・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要なことを審議する合議制の附属機関
根拠法：子ども・子育て支援法

平塚市青少年問題協議会（昭和32年度設置）

青少年の指導、保護育成及び矯正について、総合的施策の樹立に関する調査審議と総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を目的とする会議
根拠法：地方青少年問題協議会法

2 改正内容

(1) 「会議の設置」に地方青少年問題協議会法の規定を追加

平塚市青少年問題協議会を統合するため、当該協議会の根拠法である「地方青少年問題協議会法の規定に基づき」という文言を追加する。

(2) 「所掌事務」を修正・追加

①平塚市子ども・子育て支援事業計画を平塚市こども計画に修正

令和2年度から5年間を期間とする「第2期平塚市子ども・子育て支援事業計画」を改定するにあたり、新たに策定するこども計画に包含したため、所掌事務の記載を「平塚市子ども・子育て支援事業計画に関すること」から「平塚市こども計画に関すること」に修正します。

②平塚市青少年問題協議会条例に記載されている所掌事務を追加

- ・青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。
- ・青少年の指導、育成保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

(3) 「委員構成区分」の改正

若者当事者を加えるとともに、子ども・若者施策に関わる者を委員とする

	改正前	改正後
(1)	学識経験者	子ども・若者施策に関する学識経験を有する者
(2)	保健福祉関係団体の代表者	子ども・若者施策に関する事業に従事する者
(3)	保育・教育関係団体の代表者	子ども・若者施策に関する団体に属する者
(4)	商工労働関係団体の代表者	若者
(5)	関係行政機関の職員	子ども・若者施策関係の行政機関職員
(6)	公募に応じた市民	公募に応じた市民
(7)	その他市長が必要と認める者	その他市長が必要と認める者

3 今後のスケジュール

令和8年12月 条例の改正

令和9年 6月 改正条例の施行